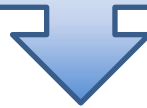


# 耐震補助金<sup>※</sup>の代理受領制度を導入しました！

※耐震診断、設計改修、除却工事の補助金



## 代理受領制度とは…

市が交付する補助金について、申請者(住宅所有者)に代わって、耐震診断等を実施した業者(耐震診断・改修技術者、解体業者など)が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は診断費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、診断等に係る立替費用の負担が軽減されます。

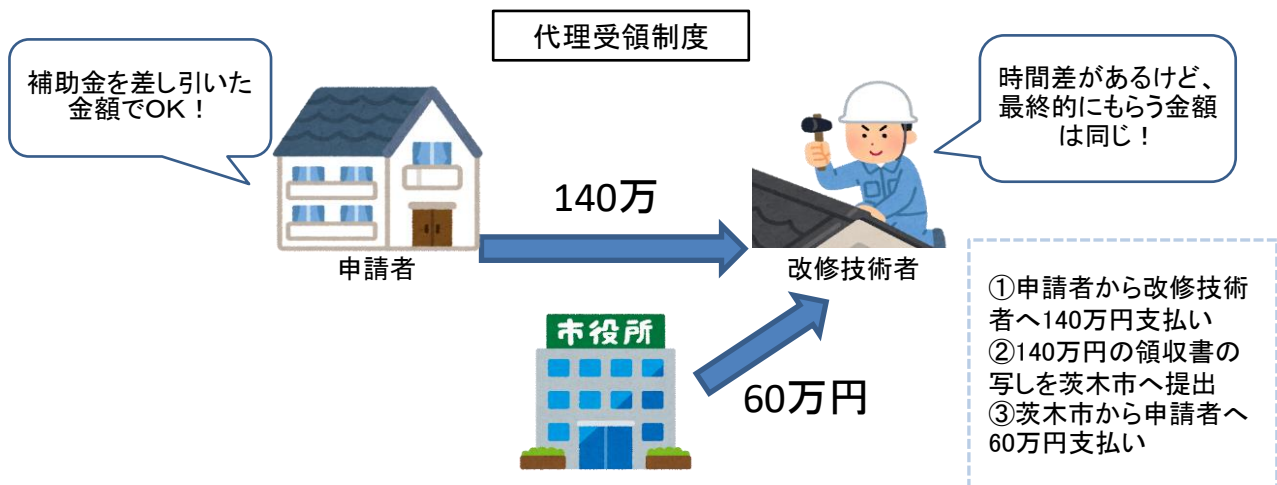
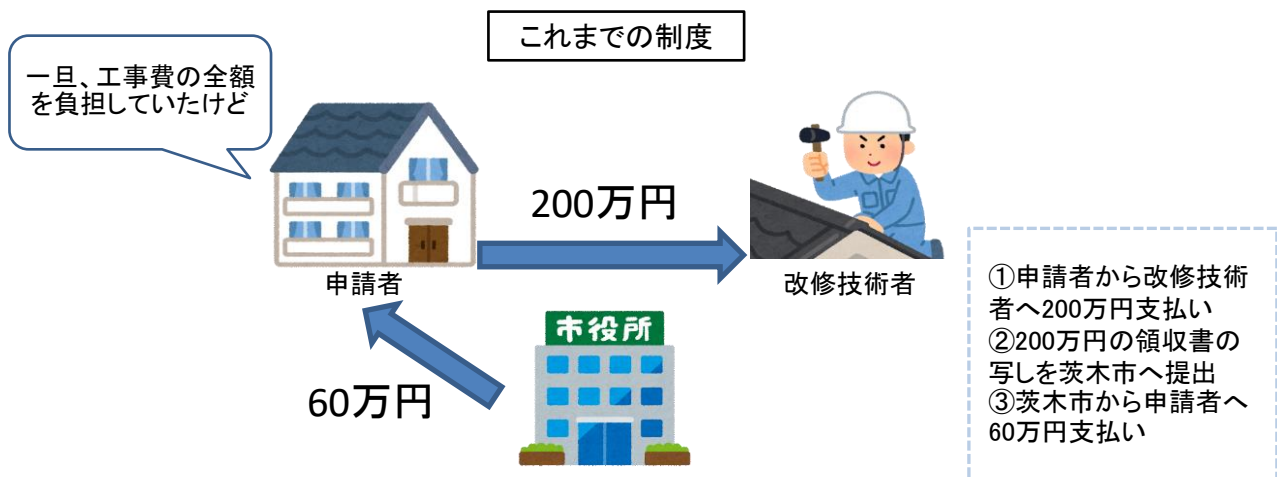
※契約・着手前の補助申請のみ受け付けることに変更はありませんのでご注意ください。

※代理受領制度を利用される方は、補助金交付申請書の支払方法の欄の「代理受領」にチェックを入れて、提出してください。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震診断・改修等を実施した業者に限ります。

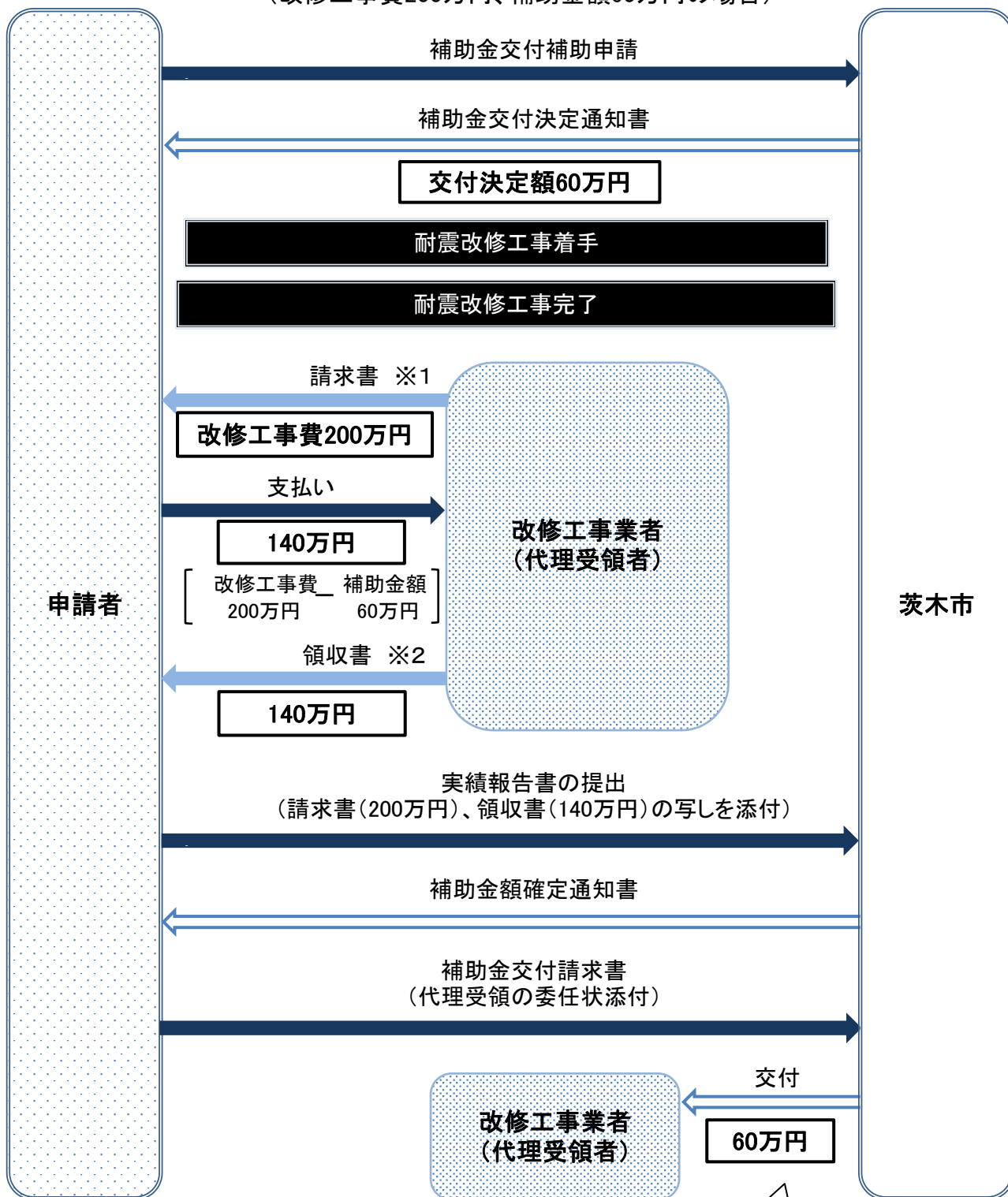
※代理受領者の同意が必要です。

例：耐震改修工事費が200万円で、補助金額が60万円の場合  
(改修技術者が代理受領者になる場合)



※どちらの制度を利用するかは申請者の方でお選びいただけます。

代理受領の場合の補助金支払いの流れ  
(改修工事費200万円、補助金額60万円の場合)



※1 請求書は、申請者宛に工事費の全額で発行してください。

※2 領収書は、申請者が直接支払った額で発行してください。

請求書を提出した日により振込み日が変わります。

当月1～10日・・・25日払い  
 当月11～20日・・・翌月5日払い  
 当月21～末日・・・翌月15日払い

**注意**

業者の方にとっては  
**補助金相当額分の工事費が  
 支払われる時期が遅くなります！**

※耐震設計・改修の補助申請をした方うち、設計業者と工事業者で支払先が異なる場合はお問い合わせください。